

新潟市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 4月 1日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 25 号

新潟市立児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市立児童発達支援センター条例施行規則（平成27年新潟市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		食事の提供に要する費用の額
1	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第6号に掲げる通所給付決定保護者のうち低所得者等	0円
2	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が3人以上いる通所給付決定保護者（その出生の早いものから数えて、第3子以降の当該通所給付決定を受けた障がい児がいる通所給付決定保護者に限る。）	0円
3	児童福祉法施行令第24条第2号、第3号口、第4号口及び第5号に掲げる通所給付決定保護者並びに同条第6号に掲げる通所給付決定保護者のうち中間所得者	1食につき100円
4	上記以外の通所給付決定保護者	1食につき520円

備考

- 1 低所得者等とは、児童福祉法施行令第24条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者又は同号に掲げる通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者であって児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の4に規定するものに該当する場合における当該通所給付決定保護者をいう。
- 2 中間所得者とは、児童福祉法施行令第24条第6号に掲げる通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるもの（低所得者等を除く。）をいう。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。